平成２５年（フ）第３５３号
千葉県茂原市新小轡835―４
破産者　渡邉　和幸
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４６２号
東京都目黒区大橋１丁目２―10―608
破産者　東　　和司
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６０９号
東京都江戸川区本一色３丁目23―１―201
破産者　立川貴美枝（旧姓福島）
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０５９号
東京都足立区舎人３丁目４―13
破産者　菅原　靖宏
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２６５号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―2110
破産者　伊東　　勇
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０５号
東京都練馬区石神井台３丁目１番３―502号
破産者　株式会社マガーリジャパン
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０６号
東京都練馬区石神井台３丁目18―２―406
破産者　眞下　富夫
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３９９号
東京都江東区豊洲５丁目６―10―705
破産者　山田　聡哉
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４０４号
神奈川県川崎市中原区苅宿39―46―206
破産者　村田　賢作
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７６号
東京都杉並区上荻３丁目27―11―701
破産者　黒田　大介
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２６７７号
東京都杉並区上荻３丁目27―11―701
破産者　黒田　律子
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８９５号
東京都葛飾区細田４丁目11―11―502
破産者　ＬＯＯＰこと　織田　　仁
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９５８号
埼玉県新座市堀ノ内１丁目２番22号
破産者　株式会社ダイナコーポレーション
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９５９号
東京都世田谷区喜多見８丁目６－２―106
破産者　齋藤　　修
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９６２号
東京都中央区日本橋横山町９－７ＣＯＬＵＭＮ303、商業登記簿上の本店所在地埼玉県さいたま市南区文蔵２丁目22番２号
破産者　株式会社パートナーズ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９６３号
東京都小金井市梶野町４丁目13―５　ブロッサムロードＢ、開始決定時の住所東京都小金井市中町３丁目25―20―319
破産者　佐藤　一規
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３００３号
東京都台東区橋場１丁目36番13―1308号
破産者　有限会社グロウ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０６７号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目24番26号
破産者　有限会社マタイ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０６８号
埼玉県富士見市大字鶴馬3260―18
破産者　土肥　博文
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１１４号
東京都千代田区神田美土代町７番地　クボビル
破産者　株式会社東京住宅
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１１８号
東京都八王子市別所１―31―２―101
破産者　株式会社ナチュラルスタジオ
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１１９号
東京都八王子市別所１丁目31番地２―101
破産者　内海　敏晴
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１２４号
東京都板橋区志村１丁目18番15号
破産者　株式会社ワークプロフオト
1　決定年月日　平成25年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部